

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 30年 5月 30日

申請者 氏名又は名称 カブシキガイシャスイコウ 株式会社水光
 住所 〒633-0055 奈良県桜井市安倍木材団地1-7-7
 代表者氏名 ダイヒョウトシマリアク ナカガワ ヒロシ 代表取締役 中川裕司
 電話番号 0744-46-5330
 FAX番号 0744-42-7805
 メールアドレス info@suiko-n.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

平成 30年 5月 30日

申請者 氏名又は名称 株式会社水光
住 所 奈良県桜井市安倍木材団地1-7-7
代表者氏名 代表取締役 中川裕司



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
ダイヒョウトリシマリヤク ナカガワヒロシ 代表取締役 中川裕司	
トリシマリヤク ナカガワタケシ 取締役 中川雄司	
トリシマリヤク ナカガワミチコ 取締役 中川美知子	
トリシマリヤク ナカガワマサヨ 取締役 中川雅世	
カンサヤク ミカワサトミ 監査役 三河聡美	
事業の範囲	管工事の設計、施工、監理
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	株式会社水光
上記事業所の所在地	郵便番号 633-0055 住所 奈良県桜井市安倍木材団地 1-7-7 電話番号 0744-46-5330 F AX番号 0744-42-7805 メールアドレス info@suiko`n.co.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
中川裕司	第82527号

当該給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	
給水装置工事主任技術者免状の交付番号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

平成 30年 5月 30日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	ライトカッター	LT-20S-M	2	
	ライトカッター	L-307	2	
	コアカッター	M-150	1	
	コアカッター	TS-090	1	
	ハンドソー	170-100V	1	
	ハンドソー	RB-10	1	
	電動ハンドカッター	EC-305	1	
管の加工用の 機械器具	ネジ切機	N20-150	1	
	ネジ切機	ADX3	1	
	マシンバイス	D-500	2	
	穿孔機	イハ ^シ	3	
	ヤスリ		4	
管の接合用の 機械器具	PE管コントローラー	MEF-200	1	
	NS管コントローラー	NS750-450	1	
	アーク溶接機	F32	1	
	インパクトレンチ	マキ ^タ 5型	1	
	インパクトレンチ	マキ ^タ 6型	1	
	トーチランプ		2	
水圧テスト ポンプ	テストポンプ	KYC-40A	1	
	テストポンプ	T-50KP	2	
	テストポンプ	FJN-501	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 30年 5月 30日

申請者

氏名又は名称 株式会社水光

住 所 奈良県桜井市安倍木材団地1-7-7

代表者氏名 代表取締役 中川裕司



水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

奈良県桜井市安倍木材団地一丁目7番地の7
株式会社水光

会社法人等番号	1500-01-009686	
商号	株式会社水光	
本店	奈良県桜井市安倍木材団地一丁目7番地の7	
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成16年12月1日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築工事の設計、施工、監理 2. 土木工事の設計、施工、監理 3. 石工事の設計、施工、監理 4. 舗装工事の設計、施工、監理 5. とび・土工工事の設計、施工、監理 6. 鋼構造物工事の設計、施工、監理 7. しゅんせつ工事の設計、施工、監理 8. 水道施設工事の設計、施工、監理 9. 管工事の設計、施工、監理 10. 給排水設備工事の設計、施工、監理 11. 浄化槽設備工事の設計、施工、監理 12. 上下水道工事の設計、施工、監理 13. 電気工事の設計、施工、監理 14. 上記各号に附帯する一切の業務 	
発行可能株式総数	800株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株	
資本金の額	金1000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役	中川美知子
		平成17年 2月22日重任
	取締役	中川美知子
	平成27年 2月24日重任	
	平成27年 3月12日登記	

奈良県桜井市安倍木材団地一丁目7番地の7
株式会社水光

	取締役	<u>中川裕司</u>	平成17年 2月22日重任
	取締役	中川裕司	平成27年 2月24日重任
			平成27年 3月12日登記
	取締役	<u>中川雅世</u>	平成17年 2月22日重任
	取締役	中川雅世	平成27年 2月24日重任
			平成27年 3月12日登記
	取締役	<u>中川雄司</u>	平成20年12月20日就任
			平成20年12月25日登記
	取締役	中川雄司	平成27年 2月24日重任
			平成27年 3月12日登記
	奈良県桜井市大字吉備265番地の3 代表取締役	<u>中川裕司</u>	平成20年 6月 1日就任
			平成20年 6月 3日登記
奈良県桜井市大字吉備265番地の3 代表取締役	中川裕司	平成27年 2月24日重任	
		平成27年 3月12日登記	
監査役	<u>三河聡美</u>	平成20年12月20日就任	
		平成20年12月25日登記	
		平成27年 2月24日辞任	
		平成27年 3月12日登記	
監査役	三河聡美	平成27年 2月24日就任	
		平成27年 3月12日登記	
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 2日登記	

奈良県桜井市安倍木材団地一丁目7番地の7
株式会社水光

監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月2日登記
登記記録に関する事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により	平成17年8月3日移記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

平成30年 3月 5日

奈良地方法務局桜井支局
登記官

肥 田 上



定 款

株式会社 水 光



定 款

第 1 章 総 則

【商 号】

第1条 当社は、株式会社 水 光 と称する。

【目 的】

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建築工事の設計、施工、監理
2. 土木工事の設計、施工、監理
3. 石工事の設計、施工、監理
4. 舗装工事の設計、施工、監理
5. とび・土工工事の設計、施工、監理
6. 鋼構造物工事の設計、施工、監理
7. しゅんせつ工事の設計、施工、監理
8. 水道施設工事の設計、施工、監理
9. 管工事の設計、施工、監理
10. 給排水設備工事の設計、施工、監理
11. 浄化槽設備工事の設計、施工、監理
12. 上下水道工事の設計、施工、監理
13. 電気工事の設計、施工、監理
14. 上記各号に附帯する一切の業務

【本店の所在地】

第3条 当社は、本店を奈良県桜井市におく。

【公告の方法】

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。



第 2 章 株 式

【発行する株式の総数】

第 5 条 当社の発行する株式の総数は 800 株とする。

【株式の不発行】

第 6 条 当社の株式については、株券を発行しないものとする。

【株式の譲渡制限】

第 7 条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

【名義書換】

第 8 条 株式の取得により名義書換を請求するには、当社所定の書式による請求書に、株主又はその相続人その他の一般承継人及び株式を取得した者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、次の場合には、株式を取得した者が単独で請求することができる。

1. 株式を取得した者が、株主又はその一般承継人に対して名義書換の意思表示をなすべきことを命ずる確定判決を得て請求するとき
2. 株式を取得した者が、株主が名義書換の意思表示をする旨を記載した和解調書その他前号の確定判決と同一の効力を有するものを提出して請求するとき
3. 株式取得者が、商法 204 条ノ 3 第 1 項（同法 204 条ノ 5 第 1 項後段において準用する場合を含む）の請求をした者が、同法 204 条ノ 3 第 1 項の株主（同法 204 条ノ 5 第 1 項後段において準用する同法 204 条ノ 3 第 1 項の請求をした者）にあつては、同法 204 条ノ 5 第 1 項前段の請求をした者）に代金の支払があつたものとみなされる供託をしたことを証する書面を提出して請求するとき

4.株式を取得した者が、株主の相続人その他一般承継人である場合において、相続を証する書面その他一般承継を証する書面を提出して請求するとき

【質権の登録及び信託財産の表示】

第9条 当会社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名捺印してしなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

【手数料】

第10条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

【基準日】

第11条 当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

前項の規定にかかわらず、取締役会は、これと異なる日現在の株主名簿に記載された株主が、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とすることを定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前に通知するものとする。

【株主の住所等の届出】

第12条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じたときも、その事項につき、同様とする。

第 3 章 株 主 総 会

【招 集】

第 1 3 条 当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から 2 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

【議 長】

第 1 4 条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

【決議の方法】

第 1 5 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

第 4 章 役 員

【取締役及び監査役の員数】

第 1 6 条 当会社の取締役は 3 名以上、監査役は 1 名以上とする。

【取締役及び監査役の選任方法】

第 1 7 条 当会社の取締役及び監査役は、株主総会において、総株主の議決権の 3 分の 1 以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

取締役の選任については、累積投票によらない。

【取締役の任期】

第 1 8 条 取締役の任期は、就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選

任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

【監査役の任期】

第19条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

【取締役会の招集及び議長】

第20条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

【役付取締役】

第21条 取締役会の決議をもって、取締役の中から社長1名を選任し、必要に応じて、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

【代表取締役】

第22条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括する。

取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

【報酬及び退職慰労金】

第23条 取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第 5 章 計 算

【営業年度】

第 2 4 条 当会社の営業年度は、毎年 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までの年 1 期とする。

【利益配当】

第 2 5 条 利益配当金は、毎営業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に対して支払う。

利益配当金はその支払提供の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

第 6 章 附 則

【設立に際して発行する株式】

第 2 6 条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、2 0 0 株とし、その発行価額は 1 株につき金 5 万円とする。

【最初の営業年度】

第 2 7 条 当会社の最初の営業年度は、当会社成立の日から平成 1 6 年 1 2 月 3 1 日までとする。

【最初の取締役及び監査役の任期】

第 2 8 条 当会社の最初の取締役及び監査役の任期は、就任後 1 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

【最初の取締役及び監査役】

第 2 9 条 当会社の最初の取締役及び監査役は次のとおりとする。

水光

取締役 中 川 美知子
取締役 中 川 裕 司
取締役 中 川 雅 世
監査役 中 川 雄 司



【発起人の氏名、住所及び引受株数】

第30条 当社の発起人の氏名、住所及び発起人が引き受けた株式の数は、次のとおりである。

奈良県桜井市大字池之内 1254 番地の 4

中 川 美知子 100株

奈良県桜井市大字吉備 265 番地の 3

中 川 裕 司 60株

奈良県桜井市大字池之内 1254 番地の 4

中 川 雅 世 40株

以上、株式会社 水 光 を設立するため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

平成 16年 11月 22 日

発起人 中 川 美知子

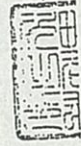


発起人 中 川 裕 司



発起人 中 川 雅 世





現行のものに相違ありません

平成30年5月30日

奈良県桜井市安倍木材団地一丁目7番地の7

株式会社 水 光

代表取締役 中川 裕 司



第八二五二七号

給装置事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 中川裕司

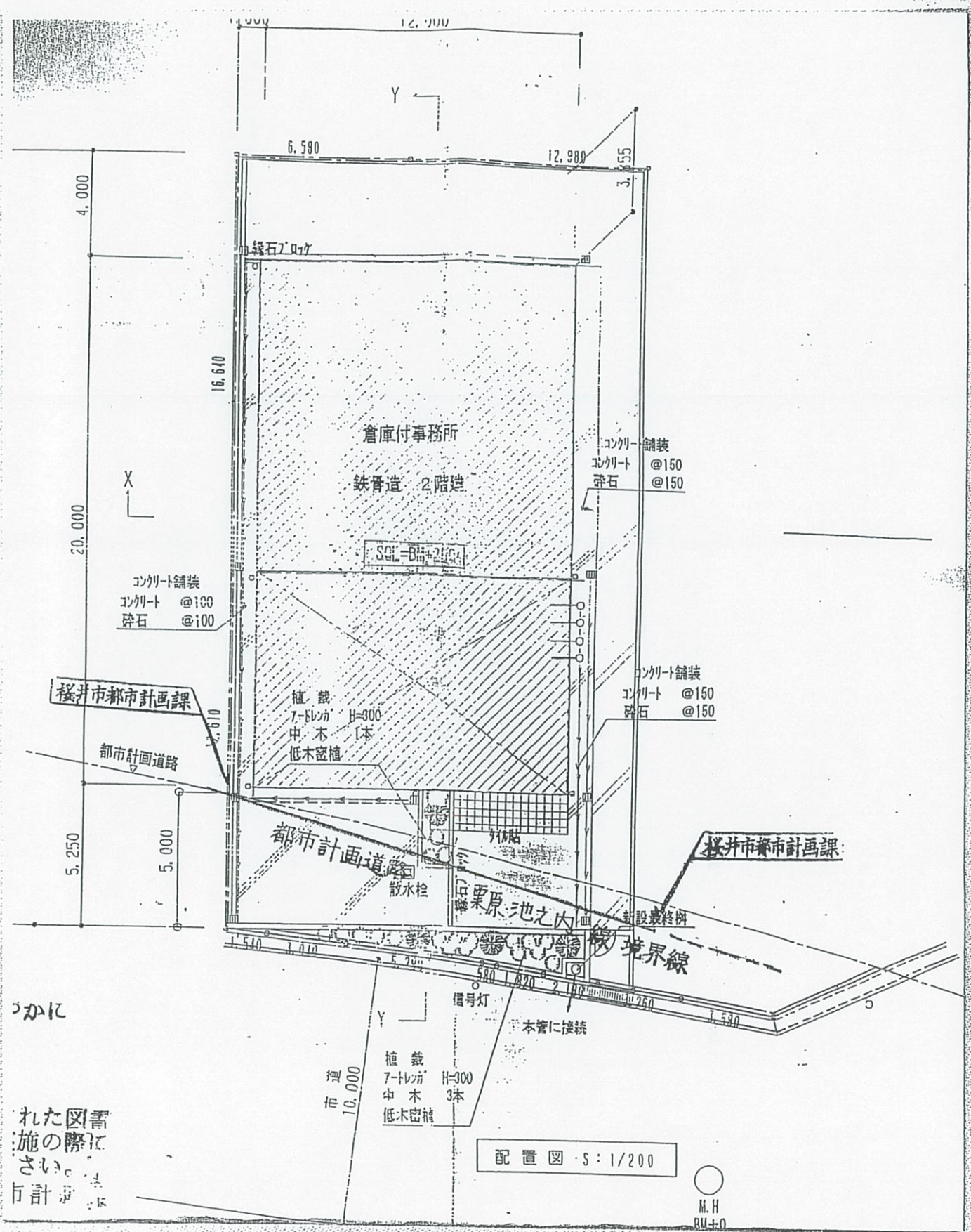
昭和四十二年七月十六日生

水道法昭和二十二年法律第百七十七号の
規定により給装置事主任
技術者免状を交付する。

平成十年八月十七日

厚生大臣 宮下創平





配置図 5: 1/200

M.H
BM±0

れた図書
施の際に
さい。
市計画課

桜井市都市計画課

桜井市都市計画課

事業所の写真



外観

事業所の写真



室内

倉庫



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 30年 5月 30日

申請者 氏名又は名称 カフシキガイシャスイコウ 株式会社水光
 住所 〒633-0055 奈良県桜井市安倍木材団地1-7-7
 代表者氏名 ダイエイウトリシマツヤク ナカガワ ヒロシ 代表取締役 中川裕司
 電話番号 0744-46-5330
 FAX番号 0744-42-7805
 メールアドレス info@suiko-n.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成30年 5月30日

株式会社水光

〒633-0055

奈良県桜井市安倍木材団地1-7-7

届出者 代表取締役 中川裕司



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社水光	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
中川裕司	第82527号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第八二五二七号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 中川 裕 司

昭和四十二年七月十六日生

水道法(昭和二十一年法律第百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十年八月十七日

厚生大臣 宮下 創平

